

補助金調書

補助金名	共同事業促進補助金			担当課 (連絡先)	経済観光文化局産業振興部振興課 (TEL 441-3303)
交付先	団体	市内商店街	区分	その他の補助金	
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	第1期: 毎年度4月(26年度は4月30日(水)まで) ※上記以後は予算の範囲内で随時。		
(公募の場合) 応募要件	助成の対象となる団体は、本市内の商店街及びその連合体並びに共同店舗であつて、かつ、福岡市中小企業振興条例2条第2号に定めるもの(以下「商店街等」という。)とする。				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	平成20	年度	経過年数	7	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>本市の地域経済の活性化に重要な役割をもつ商店街が地域の活性化や課題解決のため自ら発意・企画し、自主的に取り組むまちづくり活動、集客の拡大や販売力の強化のために行う独自の事業、行動プランや基本計画の策定事業等を助成することにより、地域コミュニティを支える重要な役割を担い個性豊かな賑わいのある商店街づくりを促進し、もって商店街の振興を図ることを目的とする。</p> <p>(1) 地域特性を活かした魅力ある商店街づくりのプラン策定事業 (2) 地域の課題解決のため、自ら発意・企画し自主的に取り組む地域のまちづくりに寄与する事業 (3) 地域コミュニティの場を提供し、賑いを創出する事業 (4) 集客力・認知度の向上、販売力強化を目的とする事業</p>				
補助金の終期	平成28	年度	延長回数		回
終期を延長する理由					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定率	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <p>■ I 型 助成金額: 30万円限度(予算の範囲内) 助成率: 助成対象経費の2/3以下 ■ II 型 助成金額: 70万円限度(予算の範囲内) 助成率: 助成対象経費の3/4以下【助成対象経費】外部委員等謝礼、及びその旅費、店舗等賃借料(事業用短期賃借)及びその内装費、通信運搬費、広報費、イベント費(会場設営費、賞品・記念品代、アルバイト代等)、借料・損料(リース・レンタル経費)、備品、消耗品費、委託費等 ※国・県との連携支援の場合は、助成率を軽減</p>			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	23 件	18 件	20 件	
	14,900 千円	5,423(11,222) 千円	13,086 千円	16,464 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	商店街ホームページのリニューアル、商店街広報用小冊子・マップ等の作成、合同売り出し実施、バルウオーク、電子マネー決済導入事業、消費増税対策としての大売り出しセール、路上市場の開催、近隣駅構内での出張販売、商店街ポイントカードシステムの促進、花いっぱい運動、商店街オリジナルキャラクターの活用事業等ソフト事業全般				
補助金交付 による効果	補助金申請商店街には、事前に審査を行い交付を決定し、交付決定商店街は事業終了後、一般公開による報告会を行っている。結果としては、来街者増やホームページ閲覧者増、地域各種団体や学生、NPO等との連携協力や交流が図れており、地域の課題解決の目的も果たしている。				

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。